

つがる西北五広域連合病院事業職員の職務に専念する義務の特例に関する規程

令和 2 年 3 月 26 日
病院事業管理規程 第 7 号

つがる西北五広域連合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例(平成11年つがる西北五広域連合条例第8号)に規定する職務に専念する義務の特例に関し、任命権者が別に定める場合、免除の手続き及び免除の取消しについては、つがる西北五広域連合職員の職務に専念する義務の特例に関する規則(平成24年つがる西北五広域連合規則第8号)の規定を準用する。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。